平成３０年（フ）第９６号
福岡市博多区吉塚２丁目３番24―107号
債務者　岡本　健治
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０５号
福岡市博多区吉塚２丁目20番９―802号
債務者　白石　尚行
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１２５号
福岡市城南区友丘４丁目１番34号
債務者　橋口　翔平
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１２８号
福岡市早良区原６丁目20番22―105号
債務者　藤井　正春
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１３１号
福岡県宗像市徳重１丁目８番15号　シャノワール宗像102号
債務者　桑野　文江
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１３２号
福岡市南区清水１丁目24番１―407号
債務者　斎藤　佳宏
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１３６号
福岡市東区土井２丁目３番25―203号
債務者　木村　真二
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１５５号
福岡市東区東浜１丁目３番32号　ＥＭＰＲＥＳＳ　ＣＬＵＢ　ＯＲＩＥＮＴ　ＮＯ．82　625号室、住民票上の住所福岡市東区馬出４丁目８番33―403号
債務者　松尾　茂行
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１６０号
福岡市博多区西月隈３丁目２番21―208号
債務者　芳賀丈一朗
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１６１号
福岡市東区舞松原２丁目９番５号
債務者　木下　正道
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１６７号
福岡県糟屋郡志免町別府北１丁目14番41号
債務者　甲斐ゆかり
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１７７号
福岡市南区大楠２丁目15番９―１号
債務者　田中　正子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５号
福岡県大牟田市上屋敷町１丁目11番地４　ＮＳプレジデント103号
債務者　福本　　茂
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第１６号
大分市大字毛井42番地の10
債務者　伊勢菜見子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１４号
仙台市青葉区栗生４丁目13番地の12　グリーンハイツ203
債務者　原田　真志
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５５号
宮城県亘理郡亘理町荒浜字西木倉52番地２　町営住宅３―101、従前の住所宮城県亘理郡亘理町荒浜字御狩屋１番地17
債務者　今野　恭子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３７９号
茨城県鉾田市札1084番地２、住民票上の住所茨城県鉾田市札942番地５
債務者　札　新一朗
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
水戸地方裁判所